

一般社団法人日本循環器学会 男女共同参画委員会内規

平成22年6月25日制定
平成25年6月14日改定

(設置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会男女共同参画委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、循環器学分野における男女共同参画の推進を図り、男女共同参画の視点に立った教育・研究・就業体制を確立するため、企画・立案・実施に当たることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名及び幹事を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
2. 委員は、代表理事が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 副委員長及び幹事は委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2. 委員会の審議事項は理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本委員会は第2条の目的を達成するために、若干数の部会を組織し、各々に部会長および委員を置くことができる。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
6. 幹事は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携
- 2) 講演会等の企画立案・実施
- 3) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成22年6月25日より施行する。